## 議案第2号

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (ごみ焼却場、一般廃棄物処理施設)の敷地の位置 (富津市)について(付議)

建第364号

富津市都市計画審議会 様

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(ごみ焼却場、 一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(富津市)について(付議)

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、別紙のとおり 貴審議会に付議します。

令和5年6月29日

千葉県知事 熊 谷 俊



## 処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社上総安房クリーンシステム 代表取締役社長 須賀 潔	富津市新富 21番3	28, 184. 0 m²	工業専用地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

#### (理由)

本敷地は、JR 内房線青堀駅から北西に約2.7キロメートル離れた位置にあり、 工業専用地域に位置している。

施設は幅員 25 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、 都市計画上支障がないと認められる。

#### 計画概要書

1 施設の種類 ごみ焼却場、一般廃棄物処理施設

2 施設の処理能力 焼却施設 計3炉

破砕施設 1基

燒却施設 486t/日

一般廃棄物(可燃ごみ、粗大3品目、不燃残渣、し渣、

脱水汚泥、動物の死がい)

破砕施設 8 t/日

粗大3品目(畳、ベッドマットレス(スプリング入り)、布団)

3 建築物 合計 4 棟(新築 4 棟)

位置図 1:20,000

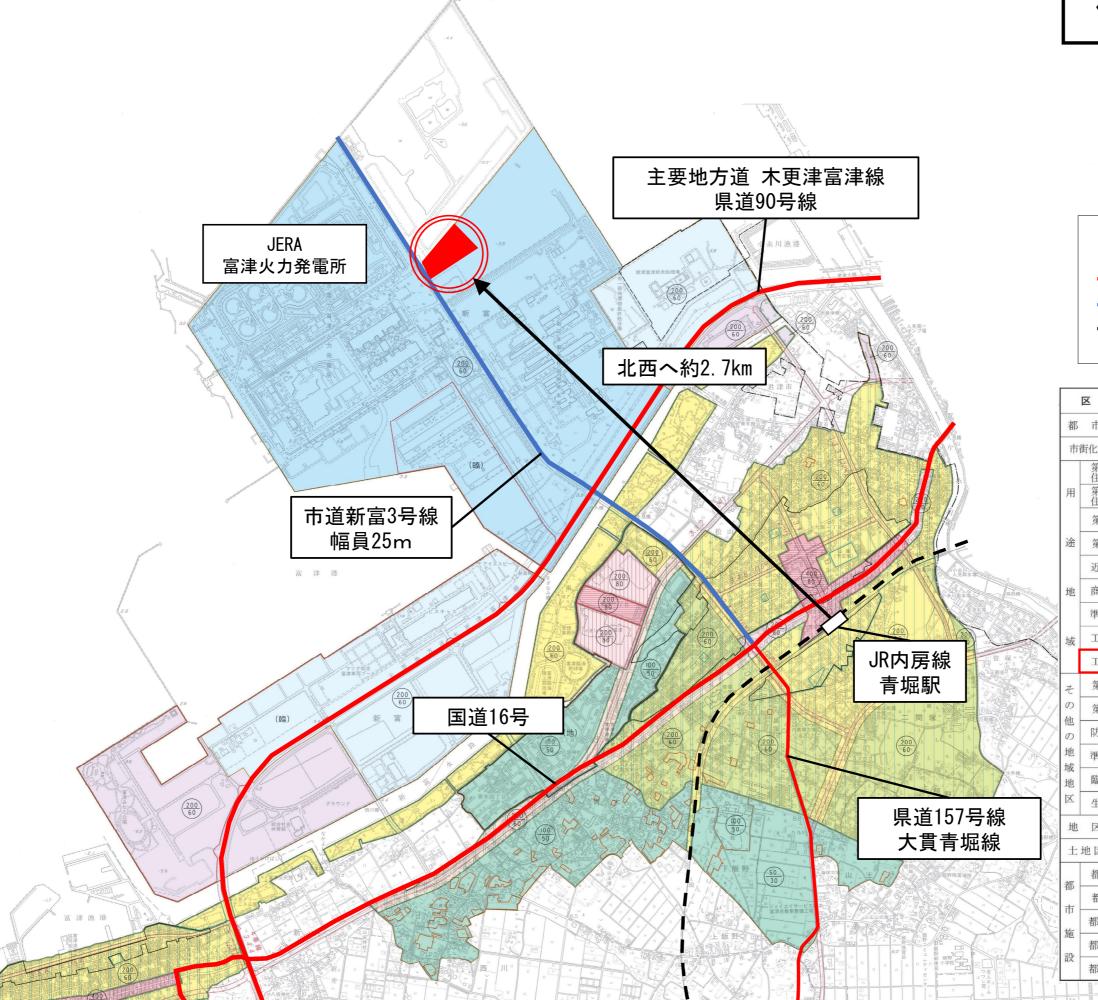


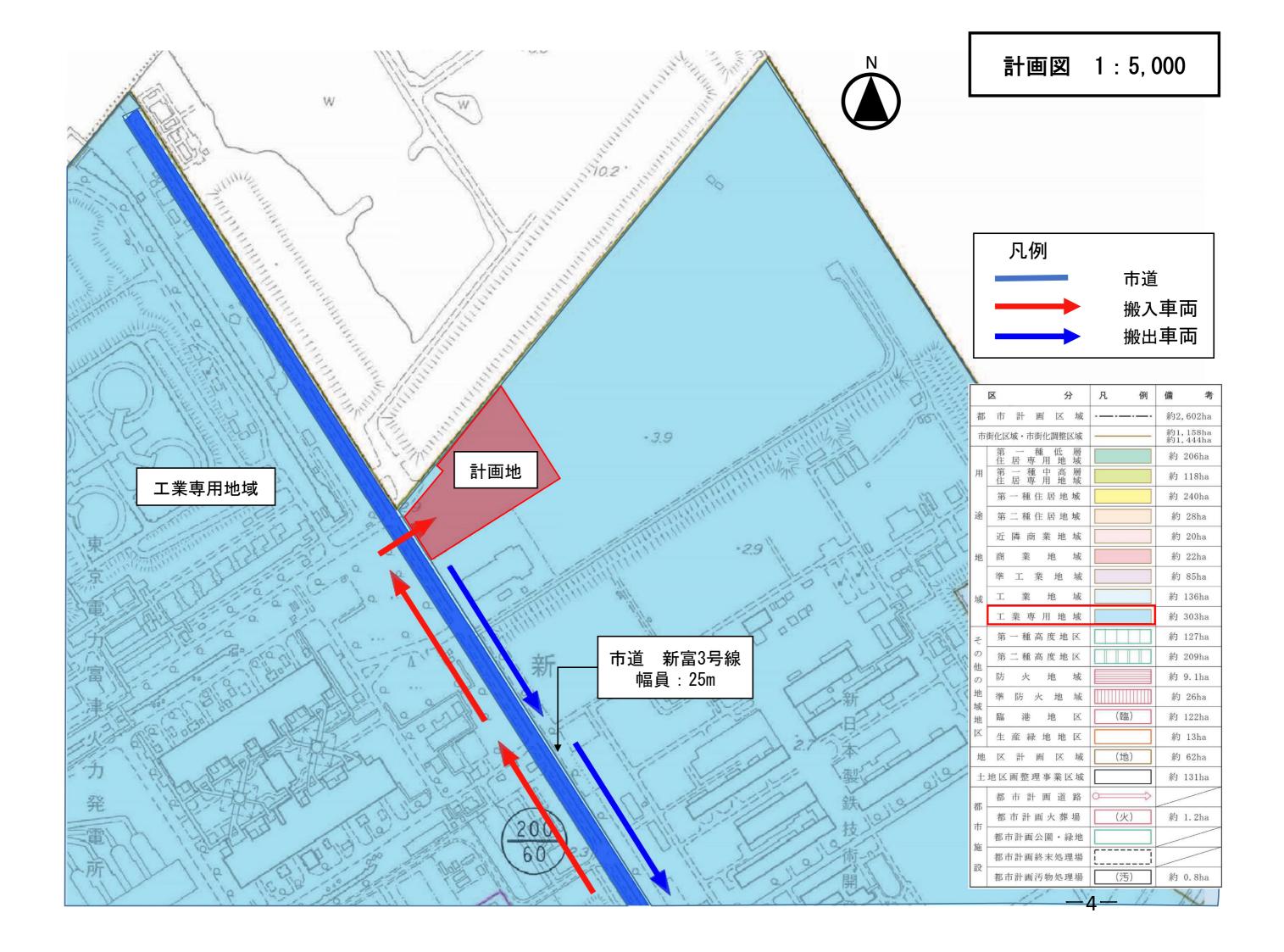


**──** …国·県道

——— ···市道 ——— ···鉄道







#### 令和5年度第1回富津市都市計画審議会「第2号議案」概要

# 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(ごみ焼却場、一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(富津市)について

#### 1 施設の概要

設置者	株式会社上総安房ク	リーンシステム	代表取締役社長 須賀	潔
敷地面積	28, 184. 0 m²	前面道路幅員	25 m	
処理施設	破砕施設:1基	物(可燃ごみ、 脱水汚泥、 8t/日	祖大3品目、不燃残渣、 動物の死がい) マットレス <sub>(スプリング入り</sub>	

#### 2 審査指標

#### 敷地の位置の適格性

- ・ 県及び市の都市計画と整合している。
- ・ 申請地は工業専用地域に位置している。
- ・ 近傍に既決定の都市施設はない。
- ・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。

#### 搬出入計画の妥当性

・ 主要な搬出入路は、幅員 25m の市道に接しており、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり 450 台。)

#### 施設計画の妥当性

- ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。
- ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、 処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。
- ・ 敷地周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう高さ 1.8m のフェンスを 設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。
- ※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

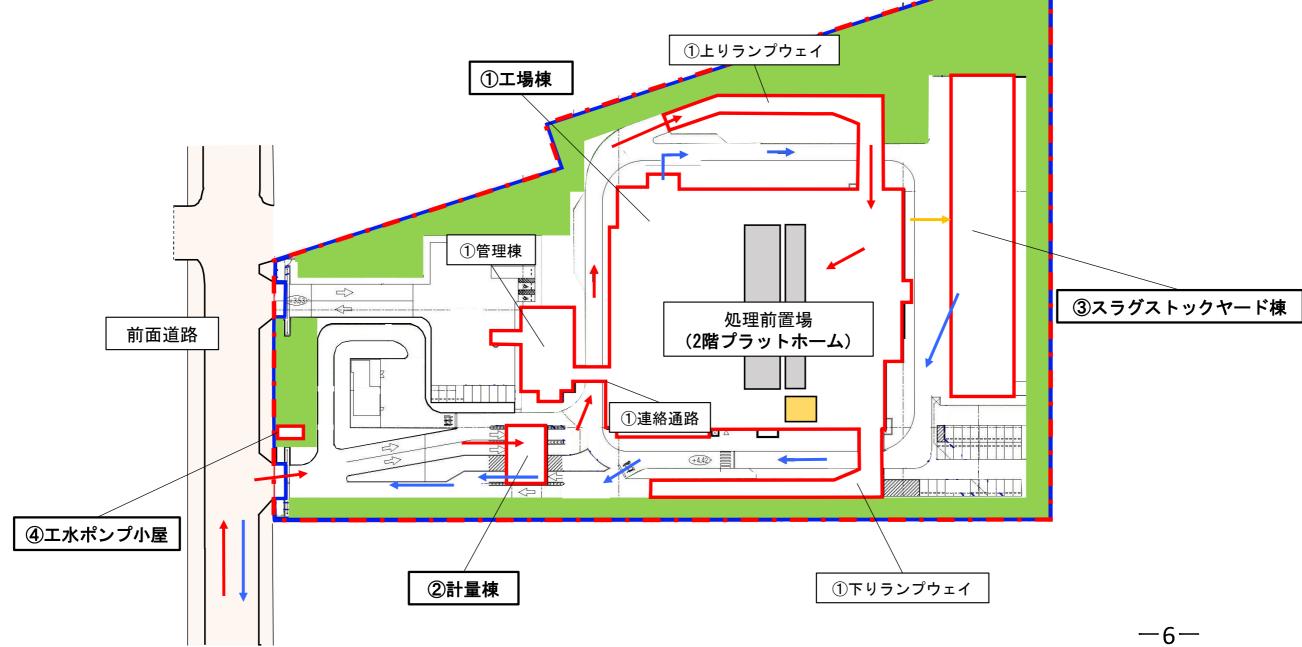
# 【凡例】

 計画地の境界線
建築物の輪郭
緑地(6, 366. 63㎡、22. 58%)
 搬入
 搬出
 処理後物ルート
処理前保管場所
フェンスH1800
破砕施設

土地利用計画表				
番号	用途	建築面積(m²)	割合(%)	
1	工場棟	6, 305. 27	22. 37%	
	連絡通路	30. 76	0. 11%	
	管理棟	443. 75	1. 57%	
	上りランプウェイ	430. 19	1. 53%	
	下りランプウェイ	415. 96	1. 48%	
2	計量棟	165. 32	0. 59%	
3	スラグストックヤード棟	1, 548. 34	5. 49%	
4	エ水ポンプ小屋	13. 44	0. 05%	
	計	9, 353. 03	33. 19%	

配置図 1:1,000





## 環境関係法令等との適合状況

生活環境影響調査項目			
生活環境影響調査項目 適用の有無 適合状況   排ガス性状の設計値	排ガス性状の設計値		
項目 規制値	設計値		
ばいじん (g/Nm³) 0.04	0.01		
室素酸化物 (ppm) 250	30		
大気活染防止注 有	2.30		
塩化水素 (mg/Nm³) 700	49		
水銀 (μgHg/Nm³) 30   注1) 上記の設計値及び規制値は、	30		
注2) 総量は3炉合計の値です。			
排ガス性状の設計値			
現し、大きなのでは、「は、これでは、「は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	設計値		
ダイオキシン類 有 適合 ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm³)	0. 1		
V-18 V/ - ···· /			
注1) 上記の設計値及び規制値は、 標準酸素濃度(0 <sub>2</sub> )12%換算値で	す。		
富津市環境条例 無 - 【適用除外の理由】			
宋例に基づく規制基準の設定なし。	条例に基づく規制基準の設定なし。		
敷地境界における予測(   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	直		
時間帯規制	予測値		
騒音規制法 有 適合 朝(6~8時) 65dB	. J′侧恒 58dB		
瀬自然門仏   月   週日   朝 (0 * 80年)   05db     昼間 (8~19時)   70dB	61dB		
タ (19~22時) 65dB	59dB		
友問(22~6時) 60dD	58dB		
騒音			
時間帯規制値	予測値		
富津市環境条例   有   適合 朝 (6~8時)   65dB	58dB		
昼間 (8∼19時) 70dB	61dB		
夕(19~22時) 65dB	59dB		
夜間 (22~6時) 60dB	58dB		
振動規制法 無 ― 【適用除外の理由】 規制法に基づく、振動規制区域に該当	41 /21.		
版 期 【適田除外の押中】	ョレ/みヾ ˙。		
富津市環境条例 無 ― 条例に基づく、振動規制区域に該当し	ない。		
	【適用除外の理由】 防止法に基づく、規制区域に該当しない。 (富津市では、工業専用地域を除く用途地域を指定		
悪 臭 類似施設の敷地境界における特定悪勇 気指数から、規制基準を満足するもの る。 富津市環境条例 有 適合 ※富津市環境条例における規制基準: 等に照らし、悪臭を発生し、排出し、	類似施設の敷地境界における特定悪臭物質濃度・臭気指数から、規制基準を満足するものと判断される。 ※富津市環境条例における規制基準:「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周囲の人々が不快感を感ずると認められない		
水質汚濁防止法 無 ― 施設の稼働により発生する工程排水及			
水質汚濁 場内で処理後再利用を行い、公共用が 富津市環境条例 無 ー ない。雨水排水のみ放流される。	場内で処理後再利用を行い、公共用水域への放流はない。雨水排水のみ放流される。		